

# 中間財務諸表

Kirayaka Bank

## 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	2021年9月期 (2021年9月30日)	2022年9月期 (2022年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	106,332	110,437
有価証券	245,741	220,937
貸出金	1,004,330	976,617
外国為替	171	308
リース投資資産	4,792	4,870
その他資産	13,243	13,161
その他の資産	13,243	13,161
有形固定資産	14,799	13,547
無形固定資産	416	448
前払年金費用	3,951	4,205
繰延税金資産	3,326	—
支払承諾見返	6,395	5,608
貸倒引当金	△5,859	△9,466
<b>資産の部合計</b>	<b>1,397,640</b>	<b>1,340,676</b>
<b>負債の部</b>		
預金	1,290,096	1,260,231
譲渡性預金	4,174	4,951
コールマネー	7,800	—
借入金	12,200	12,100
その他負債	10,279	10,787
未払法人税等	243	214
資産除去債務	131	124
その他の負債	9,904	10,449
睡眠預金払戻損失引当金	154	124
偶発損失引当金	169	219
繰延税金負債	—	245
再評価に係る繰延税金負債	1,546	1,368
支払承諾	6,395	5,608
<b>負債の部合計</b>	<b>1,332,816</b>	<b>1,295,637</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	24,200	24,200
資本剰余金	30,599	30,599
資本準備金	24,200	24,200
その他資本剰余金	6,399	6,399
利益剰余金	9,232	4,553
その他利益剰余金	9,232	4,553
繰越利益剰余金	9,232	4,553
<b>株主資本合計</b>	<b>64,031</b>	<b>59,352</b>
その他有価証券評価差額金	△2,574	△17,378
土地再評価差額金	3,367	3,064
評価・換算差額等合計	792	△14,314
<b>純資産の部合計</b>	<b>64,824</b>	<b>45,038</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>1,397,640</b>	<b>1,340,676</b>

## 中間損益計算書

(単位：百万円)

	2021年9月期 (2021年4月1日から 2021年9月30日まで)	2022年9月期 (2022年4月1日から 2022年9月30日まで)
<b>経常収益</b>	<b>9,235</b>	<b>8,794</b>
資金運用収益	6,822	6,318
(うち貸出金利息)	(5,691)	(5,684)
(うち有価証券利息配当金)	(1,096)	(557)
役員取引等収益	1,716	1,619
その他業務収益	646	793
その他経常収益	49	62
<b>経常費用</b>	<b>7,839</b>	<b>11,032</b>
資金調達費用	65	50
(うち預金利息)	(65)	(49)
役員取引等費用	799	758
その他業務費用	544	620
営業経費	6,194	5,889
その他経常費用	234	3,712
<b>経常利益又は経常損失</b>	<b>1,396</b>	<b>△2,238</b>
特別利益	4	—
特別損失	2	441
<b>税引前中間純利益又は税引前中間純損失</b>	<b>1,397</b>	<b>△2,679</b>
法人税、住民税及び事業税	165	80
法人税等調整額	248	1,913
法人税等合計	414	1,993
<b>中間純利益 (又は中間純損失 (△))</b>	<b>983</b>	<b>△4,673</b>

じもとホールディングス

きらやか銀行

仙台銀行

## 中間株主資本等変動計算書

2021年9月期 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		資本剰余金 合計	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	24,200	24,200	6,399	30,599	8,415	8,415	63,214
当中間期変動額							
剰余金の配当					△200	△200	△200
中間純利益					983	983	983
土地再評価差額金取崩額					33	33	33
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	—	—	—	—	816	816	816
当中間期末残高	24,200	24,200	6,399	30,599	9,232	9,232	64,031

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,820	3,401	1,580	64,795
当中間期変動額				
剰余金の配当				△200
中間純利益				983
土地再評価差額金取崩額				33
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△754	△33	△788	△788
当中間期変動額合計	△754	△33	△788	28
当中間期末残高	△2,574	3,367	792	64,824

2022年9月期 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		資本剰余金 合計	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	24,200	24,200	6,399	30,599	9,218	9,218	64,017
当中間期変動額							
剰余金の配当					△201	△201	△201
中間純損失 (△)					△4,673	△4,673	△4,673
土地再評価差額金取崩額					209	209	209
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△4,664	△4,664	△4,664
当中間期末残高	24,200	24,200	6,399	30,599	4,553	4,553	59,352

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△10,739	3,274	△7,465	56,552
当中間期変動額				
剰余金の配当				△201
中間純損失 (△)				△4,673
土地再評価差額金取崩額				209
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△6,638	△209	△6,848	△6,848
当中間期変動額合計	△6,638	△209	△6,848	△11,513
当中間期末残高	△17,378	3,064	△14,314	45,038

# 中間財務諸表

Kirayaka Bank

## 注記事項 (2022年9月期)

### 重要な会計方針

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法  
(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法  
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 15年～50年  
その他 3年～6年  
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 繰延資産の処理方法  
株式交付費は、3年間の均等償却を行っております。  
なお、繰延資産は、その他資産に含めて計上しております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 引当金の計上基準  
(1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,420百万円であります。
- 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。  
過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理  
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌事業年度から費用処理
- 睡眠預金払戻損失引当金  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金の計上基準  
偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。
- 収益の計上方法  
(1) 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。  
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- ヘッジ会計の方法  
(1) 金利リスク・ヘッジ  
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
- 為替変動リスク・ヘッジ  
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

- 消費税等の会計処理  
有形固定資産に係る除税対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続  
投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う損益については、個別取引ごとに、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」の「国債等債券償還損」として計上しております。

### 会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）  
（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27～2項に定める経過措置の取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の中間財務諸表に与える影響はありません。

### 追加情報

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に向けた検討）  
前会計年度において（重要後発事象）として記載しておりました新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請（以下「公的資金の申請」という。）につきまして、親会社である株式会社じもとホールディングス（以下「じもとホールディングス」という。）及び当行は、公的資金の申請の検討開始に係る取締役会決議以降、速やかな公的資金の申請に向けて対応を進めてまいりました。

しかしながら、2022年6月23日に開催いたしました第174期定時株主総会及び普通株主による種類株主総会以降において、海外金利上昇に伴う有価証券評価損拡大や与信費用増加などの影響により、当中間会計期間の経常損益及び中間純損益が損失となりました。このように損益状況が当初見込みから大幅に変化したことを踏まえ、現在、じもとホールディングスと当行は、公的資金の申請に向けた検討を継続する一方、まずは業績回復への取り組みに注力するとともに、コロナ支援体制の整備を進めております。  
また当行は、コロナ禍で影響を受けた取引先への支援を進め、コロナ禍のさらなる長期化が取引先へ及ぼす影響についても、引き続き、取引先訪問等を通じて確認しております。  
このような状況を踏まえ、公的資金の申請の金額、資金の払込みの時期等につきましては、業績回復を進めるとともに、コロナ禍と取引先への影響等を注視しながら、慎重に検討を継続してまいります。

### 中間貸借対照表関係

- 関係会社の株式総額 4,088百万円
- 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）・貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに法記されている有価証券の交付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）等であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,916百万円
危険債権額	21,573百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	3,683百万円
合計額	30,173百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。  
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。  
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。  
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に対する有利となる取扱いを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。  
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,693百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	8百万円
有価証券	21,766百万円
担保資産に対応する債務	
預金	415百万円
借入金	12,100百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金10,000百万円、保証金447百万円が含まれております。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資実行残高は、169,429百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が169,429百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資実行残高のものも必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を要求するほか、契約後も定期的に予め定めている実行手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を行っております。

じもとホールディングス

きらやか銀行

仙台銀行

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,483百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 16,786百万円  
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は17,090百万円であります。

### 中間損益計算書関係

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益17百万円を含んでおります。  
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却33百万円及び貸倒引当金繰入額3,515百万円及び株式等償却3百万円を含んでおります。

#### 3. 減損損失

当中間会計期間において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲又は方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

#### 減損損失

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土地	山形県	150
営業用店舗	土地	福島県	55
営業用店舗	土地	新潟県	111
営業用店舗	建物	山形県	6
営業用店舗	建物	宮城県	2
営業用店舗	建物	埼玉県	60
店舗外現金自動設備	建物	山形県	16
遊休	建物	宮城県	21
合計			424

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。

なお、当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

### 中間株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

### 有価証券関係

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券（2022年9月30日現在）  
該当事項はありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2022年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	4,088
関連法人等株式	0

3. その他有価証券（2022年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	592	257	334
	債券	2,741	2,731	10
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,741	2,731	10
	その他	9,998	9,952	45
	小計	13,332	12,941	390
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	290	375	△84
	債券	45,452	46,240	△787
	国債	—	—	—
	地方債	7,519	7,637	△118
	社債	37,933	38,602	△668
	その他	155,088	172,000	△16,911
	小計	200,832	218,615	△17,783
合計		214,164	231,557	△17,393

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,510
組合出資金	1,174

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

#### 4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
破綻先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

### 金銭の信託関係

該当事項はありません。

### 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注2）	2,889百万円
貸倒引当金	2,644
退職給付引当金	380
減価償却	149
その他有価証券評価差額金	5,325
その他	1,025
繰延税金資産小計	12,414
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△2,670
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,941
評価性引当額小計（注1）	△11,612
繰延税金資産合計	802
繰延税金負債	
資産除去費用の資産計上額	△12
前払年金費用	△1,035
繰延税金負債合計	△1,047
繰延税金資産（負債）の純額	△245百万円

(注1) 評価性引当額が5,866百万円増加しております。この増加の主な内容は、繰延税金資産の回収可能性を判断する際の企業分類を見直ししたことに伴い、スケジュールリング不能な将来減算一時差異等に係る評価性引当額を追加的に認識したことによるものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当中間会計期間（2022年9月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 6年以内 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	325	296	937	—	392	—
評価性引当額	△219	△184	△937	—	△392	—
繰延税金資産	106	112	—	—	—	—

	6年超 7年以内 (百万円)	7年超 8年以内 (百万円)	8年超 9年以内 (百万円)	9年超 10年以内 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	938	—	2,889
評価性引当額	—	—	△938	—	△2,670
繰延税金資産	—	—	—	—	(※2) 218

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得が見込まれることから、その一部を回収可能と判断しております。

### 1株当たり情報

1株当たりの純資産額 93円39銭

1株当たりの中間純損失金額 29円2銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載していません。

### 重要な後発事象

該当事項はありません。